

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第6号

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和46年上越市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2春日中学校の項の次に次のように加える。

東頸中学校	安塚小学校、浦川原小学校及び大島小学校の通学区域
-------	--------------------------

別表第2安塚中学校の項から大島中学校の項までを削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。